

## 「大阪府介護サービス事業者燃料費高騰対策支援金」のご案内

令和4年7月8日から申請受付をスタート

大阪府では、昨今の原油価格高騰の影響を受けながらも介護サービスの安定的な提供を継続して実施されている通所系・訪問系の事業所を支援するため「大阪府介護サービス事業者燃料費高騰対策支援金」を支給します。

### Q1. 支援金の受付期間は？

A1. 令和4年7月8日から同年7月31日までです。

※この後に提出された申請はお受けできませんのでご注意ください。

### Q1. 支援金の対象となる要件は？

A2. 次の要件をみたすと、支援金の申請が可能です。

① 大阪府内に所在する、次の事業所を運営する法人又は開設者（以下「事業者」という。）であること。

（通所系：介護予防含む）

- ・通所介護
- ・通所リハビリテーション
- ・地域密着型通所介護
- ・認知症対応型通所介護
- ・短期入所生活介護
- ・短期入所療養介護
- ・小規模多機能型居宅介護
- ・複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）
- ・介護予防・日常生活支援総合事業のうち、事業所指定を受けている「通所型サービス（第1号通所事業）」

（訪問系：介護予防含む）

- ・訪問介護
- ・訪問入浴介護
- ・訪問看護
- ・訪問リハビリテーション
- ・居宅療養管理指導
- ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護
- ・夜間対応型訪問介護
- ・居宅介護支援
- ・介護予防・日常生活支援総合事業のうち、事業所指定を受けている「訪問型サービス（第1号訪問事業）」及び「介護予防ケアマネジメント（第1号介護予防支援事業）」

② 令和4年4月1日から同年6月30日までの間（以下「対象期間」という。）、利用者の送迎、又は、利用者宅への訪問を実施し、サービスを提供していること。ただし、対象期間において、新規に指定を受けた事業者及び休止していたサービスの提供を再開した事業者についても支給の対象とする。

③ 令和4年7月1日（以下「基準日」という。）において、事業者として指定され、別表に掲げるサービスを提供していること。

④ 事業者がサービスを提供するにあたって、対象期間に事業者が所有する自動車、自動二輪車及び原動機付き自転車（以下「自動車等」という。）を使用し、当該自動車等に使用したガソリン及び軽油にかかる費用（以下「燃料費」という。）を事業者が負担していること。また、基準日において、当該自動車等を引き続き所有していること。

### Q3. 支援金の額は決められるの？

A3. 以下の算定式に基づき支援金の額を算定し支給します。

利用者の送迎、又は、利用者宅への訪問を実施し、サービスの提供に使用した、事業者所有の自動車等の台数



1台あたりの支給額



総支給額

サービス	自動車	自動二輪車 原動機付き自転車
通所系	6,300円	1,200円
訪問系	3,600円	1,200円

### Q4. 支援金の申請手続きは？

A4. 事業者は大阪府に対して申請を行います。

◎支援金を申請する場合、事業者は、電子申請（行政オンラインシステムでの申請）にて申請を行います。

◎申請を審査し支給決定すると、大阪府から事業者に支援金を支給します。

※支援金の支給をもって交付決定通知を行ったものとしますので、通帳等で支給額のご確認をお願いします。

### Q5. 支援金の申請・支払いスケジュールは？

A5. スケジュールは次のとおりです。

- ・令和4年7月8日（金）・・・申請受付開始
- ・令和4年7月31日（日）・・・申請受付締切
- ・令和4年8月末・・・支援金の支給開始

※申請書類に不備や漏れがあり補正を行った場合は補正完了後の支払となりますので、支給時期が遅れる場合があります。

※支援金の詳細は、大阪府HPに電子申請のマニュアルや支援金にかかる質疑応答集等を掲載していますのでご確認のうえご申請ください。

<https://www.pref.osaka.lg.jp/koreishisetsu/kaigonenyosien/index.html>

お問合せ先

大阪府介護燃料費高騰対策支援金コールセンター  
電話 0570-017-171（平日9時から18時まで）